

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成27年
2月17日
(火曜日)

目次

○告示

一 漁業災害補償法第百八条第二項の規定による同意(団体指導室)……………

二 農用地利用配分計画の認可(農業振興課)……………

三 漁船損害等補償法の規定に基づく届出事項(水産振興課)……………

○公告

一 国土調査の成果の認証(政策企画課)……………

二 一般競争入札の実施(情報企画課)……………

三 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出(商政課)……………



山口県告示第五十三号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。)第百八条第五項において準用する法第百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について法第百八条第二項の規定による同意があったと認めた。

平成二十七年二月十七日

山口県知事 村岡 嗣政

区	域	区	分
大井浦区域		法第百四条第二号に掲げる漁業	
宇津区域			

見島区域	総トン数十トン未満の漁船を使用して営む漁業
大島区域	総トン数十トン未満の漁船を使用して営む漁業、まき網を使用して営む漁業及び大型定置網漁業以外の漁業
野波瀬区域	総トン数十トン以上の漁船により、まき網、釣り又ははえ縄を使用して営む漁業
秋穂区域	総トン数十トン未満の漁船により行う漁業のうち、主として底びき網を使用して営む漁業以外の漁業
野島区域	総トン数十トン未満の漁船により、主として底びき網を使用して営む漁業
徳山大津島区域	主として底びき網を使用して営む漁業以外の漁業
光区域	主として底びき網を使用して営む漁業

山口県告示第五十四号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成二十七年二月十七日

山口県知事 村岡 嗣政

一 農用地利用配分計画の概要

氏名又は名称	住 所	所 在	面積 (平方メートル)
安永 敏雄	下関市菊川町下大野五〇五の六	下関市清末中町三丁目二〇七の一ほか六〇筆	一五二、九九九
大林ひとみ	八一五の二 清末東町六丁目	八一三の二ほか一筆	四、九三八
町田 昇	二二三の三 清末中町三丁目	二三五の一ほか二筆	五、八五一
堀江 右三	七四四 清末東町五丁目	三六〇の一ほか一三筆	一九、六六八
木村 紀和	目一四〇号 一の宮住吉一丁目	二二〇ほか一筆	三、九〇二
農事組合法人日の出	萩市大字上小川東分四二一	萩市大字上小川東分字町島二九六五の一ほか二筆	四、三八八

二 認可年月日
平成二十七年二月九日

農事組合法人小国ファーム	大字片俣六九一の六 四ほか五筆	大字片俣字新川九	一四、七二三
農事組合法人木間の郷	大字山田六四〇の七 一ほか一筆	大字山田字本谷九	二、二一四
農事組合法人長小野	大字佐々並一九三 四の二	大字佐々並字下ノ原五二四四ほか五筆	八、五六六
農事組合法人ふくえ	大字紫福三四四〇の二	大字紫福字尾土井二五一の二ほか三筆	四、七六〇
宮川 博充	山口市宮野上二四九八	山口市宮野上字鯨田二二九一のほか二筆	一、九九八
山根 保彦	阿東篠目三三三六	阿東生雲東分字松原五三三の二	二、八九七
有限会社三宅牧場	阿東徳佐下七〇五の二	阿東徳佐下字五柝原九一の二ほか一筆	二四、二五〇
農事組合法人高松	仁保下郷二四八九の一	仁保下郷字下河原二六一五の二ほか三筆	一一、七四三
農事組合法人切畑ファーム	防府市大字切畑一〇六二の六	防府市大字切畑字安中一七三五の二ほか五筆	一一、四七五
福田 竜男	岩畠一丁目二番四五号	大字台道字野地四九九九の二ほか一筆	一、八七三
岡本 洋志	宇部市大字車地一〇六	宇部市大字車地字上横山五〇二の二ほか二筆	一、二九七
農事組合法人渋川	周南市大字鹿野上一〇一七の三	周南市大字鹿野上字佐々畑三四三の二ほか三筆	五、五三六
農事組合法人ファームつるの里	大字八代五四五	大字八代字道金二三七一のほか九筆	一七、六二三
小林 聖	大島郡周防大島町大字戸田一七五三	大島郡周防大島町大字戸田字流田一四八一の二	六三四
川地 守	小松九四八の一三	西屋代字岡田一〇九三	一、九八九
株式会社瀬戸内ジャムズガーデン	日前三三三の八	日前三三三の二ほか二筆	二、四九八
角井 雅之	土居七六一	大字新屋一六九五ほか二筆	九、五一六
神田 勉	東安下庄一〇八八の一	大字東屋代字上市井原一六四九の二ほか二筆	一一、〇四四

山口県告示第五十五号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条第一項の規定による同意を求めため、次の一のとおり事前届出があった。

平成二十七年二月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 届出事項

加入区 住 発 起 所 氏 名

漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合

田布施加入 熊毛郡田布施町大字麻郷三六五一の 西原 清 山口県漁業協同組合

一三 〃 〃 三七八三の 前野 嘉

二 指定漁船調書の縦覧

加入区 縦 覧 期 間 縦 覧 場 所
田布施加入 平成二十七年二月十七日から同年三月三日まで 山口県漁業協同組合



(四七) 国土調査の成果の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、国土調査の成果を次のとおり認証しました。

平成二十七年二月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 国土調査を行った者の名称等

国土調査を行った者の名称	国土調査を行った期間	成果の名称	国土調査を行った地域
--------------	------------	-------	------------

防 府 市	平成二十五年五月二十三日から平成二十六年七月十日まで	防府市地籍図	大字久兼の一部
岩 国 市	平成二十四年四月二十七日から平成二十六年二月十二日まで	岩国市地籍図 岩国市地籍簿	錦町宇佐郷の一部

二 認証年月日
平成二十七年二月十七日

(四八) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成二十七年二月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 入札に付する事項

次に掲げる物品等の借入れ

(一) 物品等の名称及び数量

サーバ用カット紙プリンタ 一式

(二) 物品等の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 使用期間

平成二十七年七月一日から平成三十一年十二月三十一日までの間

(四) 使用場所

山口県総合企画部情報企画課

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。)第百六十七條の四第一項に規定する者でないこと。

(二) 政令第百六十七條の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成二十五年山口県告示第二百

六十二号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成二十七年山口県告示第五十二号)に基づく資格審査において、パソコン・ネットワーク機器類について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。

(四) この公告の日からこの入札の日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

三 契約条項を示す場所
山口市滝町一番一号 山口県総合企画部情報企画課

四 入札説明書及び仕様書の交付
山口県総合企画部情報企画課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限
(一) 記載方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の八に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所
山口県総合企画部情報企画課

(三) 受領期限
平成二十七年三月三十一日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成二十七年四月一日午前十一時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所
山口市滝町一番一号 山口県総合企画部情報企画課研修室

(二) 日時
平成二十七年四月一日午前十一時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
(一) 入札参加資格のない者がした入札

- (二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札
 (三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札
 九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

- (一) 契約担当者
 山口県知事 村岡 嗣政
- (二) 契約手続において使用する言語及び通貨
 日本語及び日本国通貨
- (三) 契約書の作成の要否
 要
- (四) 契約保証金
 免除する。
- (五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、平成二十七年三月二十日午後五時十五分までに山口県会計管理局物品管理課(電話〇八三一九三三三三九六〇)に申請書を提出すること。
- (六) 詳細については、山口県総合企画部情報企画課(電話〇八三一九三三二二八六〇)に問い合わせる。
- 十一 Summary
- (1) Division in charge of the contract: Information Technology Planning Division, General Planning Department, Yamaguchi Prefectural Government
- (2) Nature and quantity of the products to be leased: Cut sheet printer for server
- (3) Term of use: From July 1, 2015 to December 31, 2019
- (4) Place of use: Information Technology Planning Division, General Planning Department, Yamaguchi Prefectural Government
- (5) Division in charge of procurement and contact point for the notice: Information Technology Planning Division, General Planning Department, Yamaguchi Prefectural Government (Tel. 083-933-2860)
- (6) Time-limit for tender: 5:15 P.M. March 31, 2015 (If brought in person: 11:00 A.M. April 1, 2015)

(四九) 大規模小売店舗舗立地法第五条第一項の規定による届出
 大規模小売店舗舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。
 当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十七年二月十七日から同年六月十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。
 平成二十七年二月十七日
 山口県知事 村岡 嗣政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 ドラッグストアモリ防府桑南店
 所在地 防府市桑南一丁目六五六の五
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 株式会社ドラッグストア 福岡県朝倉市一ツ木二一四八の一
 モリ 住所 代表者の氏名 森 信
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名
 氏名又は名称 住所 代表者の氏名
 株式会社ドラッグストア 福岡県朝倉市一ツ木二一四八の一 森 信
 モリ
- 四 大規模小売店舗の新設をする日
 平成二十七年九月三十日
- 五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 一、二九〇平方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 (一) 駐車場の収容台数 四五台
 (二) 駐輪場の収容台数 二〇台
 (三) 荷さばき施設の面積 五二平方メートル
 (四) 廃棄物等の保管施設の容量 六立方メートル
- 七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
氏 名 又 は 名 称 開店時刻 閉店時刻
株式会社ドラッグストアモリ 午前零時 午後一二時
- (二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前零時から午後十二時まで
- (三) 駐車場の自動車の出入口の数
四箇所
- (四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午後九時まで
- 八 届出年月日
平成二十七年一月二十九日

平成二十七年二月十七日印刷

発行人所

山口県知事庁